

1. 準特定地域の指定

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定。

（１）人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。
人口10万人以上の都市を含む営業区域に該当【○】

※10万人以上の都市・・・一宮市(37.5万人)、稲沢市(13.2万人)

① 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して減少していること。

該当状況【○】

●日車実車キロ 平成13年度 64.4km 令和4年度 63.2km (H13比 1.9%減少)

●日車營收 平成13年度 26,144円 令和4年度 30,737円 (H13比 17.5%増加)

② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。

該当状況【×】

●事故件数 H30 43件、H31 45件、R2 45件、R3 26件、R4 39件

③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

該当状況【×】

●国土交通省物流・自動車局にて行政処分等の法令違反件数が毎年度増加していないことを確認

【参考】人口10万人以上の都市を含む営業区域であることから（２）の指定基準については参考

（２）人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと。

② (イ)から(ハ)までのいずれかに該当すること。

(イ) 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること。

(ロ) 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。

(ハ) 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。